

「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う山形大学修学支援事業
学生支援奨学金」貸与要領（第2次募集）

1 趣旨

新型コロナウイルスの影響による雇用の喪失や収入減等で修学が困難となった学生を対象に、緊急措置として「山形大学基金」による「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う山形大学修学支援事業学生支援奨学金」（以下「奨学金」という。）を貸与して、修学の援助を図ることを目的とします。

2 奨学金の貸与について

・貸与額

奨学金の貸与額は、一律10万円

奨学金の貸与を受けられるのは、原則として1人1回となります。

※第1次募集に申込みをした人は、申込みできません。

・第2次募集人数

200人

・募集期間

令和2年6月2日（火）～令和2年6月30日（火）

ただし、募集定員に達した時点で、締め切りとさせていただきます。

・申請方法

奨学金の貸与を希望する学生は、Web Class から様式をダウンロードし、原則として、①の書類を Web Class で提出してください。（Web Class が利用できない場合は、各キャンパス奨学担当窓口にお問い合わせください。）

※コース名は「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う山形大学修学支援事業学生支援奨学金」です。

① 奨学金貸与申請書兼借用書（様式1）

② 預金口座振込依頼書

※ 貸与が決定した場合、原則として登録されている授業料引き落とし口座に入金しますので、授業料引き落とし口座を登録していない方もしくは授業料引き落とし口座以外の口座を希望する方のみ②を併せて提出してください。

・貸与決定の通知

大学から、貸与の決定及び入金予定日を書面でお知らせします。

・交付

貸与が決定した学生には、授業料引き落とし口座もしくは指定の口座に一括で入金します。

・返 還 方 法

奨学金を申請した月の1年後から返還を開始し、原則10ヶ月以内に返還してください。返還方法は、一括または分割(最大10回まで)払いのいずれかを選んでください。返還いただく金額は貸与した金額と同額であり、利息は付きません。また、分割払いの場合は、いつでも繰り上げて返還することが可能です。

・返 還 免 除

奨学金を返還することが困難な学生には、奨学金の一部または全部の返還を免除することがあります。

本件についてのお問い合わせ先

エンロールメント・マネジメント部学生支援課

〒990-8560 山形市小白川町一丁目4-12 TEL: 023-628-4015

MAIL: k-gakumu@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

各キャンパス奨学担当へのお問い合わせ先

小白川キャンパス 学生・キャリア支援課奨学担当

〒990-8560 山形市小白川町一丁目4-12 TEL: 023-628-4138

MAIL: gsshogak@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

医学部 学務課学生支援担当

〒990-9585 山形市飯田西二丁目2-2 TEL: 023-628-5176

MAIL: igagak1@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

工学部 学務課学生支援担当

〒992-8510 米沢市城南四丁目3-16 TEL: 0238-26-3017/3018

MAIL: kougakusei@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

農学部 学務課学務担当

〒997-8555 鶴岡市若葉町1-23 TEL: 0235-28-2804

MAIL: nogaku@jm.kj.yamagata-u.ac.jp